

プランナー（計画作成者）とは？

恵庭市は、避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の希望に沿った個別避難計画の作成を進めるため、計画作成方法を「本人作成」と「プランナー作成」のいずれかを本人が選択するかたちをとっています。

プランナーとは、要支援者本人宅に訪問し、ヒアリングを行うなどして計画を作成する方のことです。

【プランナーの役割】

◆プランナーは、市が主催するプランナー研修会を受講し、修了証の交付を受けた後、本人に事前連絡を入れてから本人自宅を訪問し、ヒアリングを行い計画を作成します。



◆プランナーの担い手としては、要支援者本人の心身の状況や生活状況を把握しているケアマネジャー（介護）や相談支援員（障がい）などの福祉専門職が期待されます。また、民生委員や町内会（自主防災組織）、本人と日頃から活動している団体等多様な関係者についてもプランナーの担い手となって計画を作成していただきます。

◆プランナーの取り組みで重要なもののひとつが「サポーター」の確保です。サポーターの役割について確認し、要支援者本人の関係者と調整しながら、できるだけ2人以上のサポーターを確保しましょう。

◆プランナー研修会の修了証を交付されていない方は、個別避難計画を作成できません（本人及び家族、親族を除く）ので、ケアマネジャー（介護）や相談支援員（障がい）などの福祉専門職の方や町内会、民生委員等で要支援者と関係する担当者は、必ずプランナー研修会を受講してください。

【プランナーへの作成料】

プランナーとして個別避難計画の作成に携わり、完成した方については、恵庭市から1件7,000円を福祉事業所または町内会等の口座にお振込みします。個人口座へのお振込みはできませんので、ご了承ください。

【ご質問】

個別避難計画の作成やプランナーとして役割等、様々なご質問があるかと思しますので、ご質問のある方は、基地・防災課の代表アドレスまたはファックスでご連絡をお願いします。

いただいたご質問は、Q&Aで皆様にフィードバックします。

MAIL : kichibousai@city.eniwa.hokkaido.jp

FAX : 33-3137

【さいごに】

個別避難計画の作成には、プランナーとなる皆様のご協力が必要です。災害時に避難が必要となった場合、速やかに対処できるよう令和6年度から要支援者の個別避難計画の作成を順次進めて参りますので、ご理解ご協力の程宜しくお願いいたします。

